

広島県告示第二百九十二号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月二十七日から施行する。

平成二十九年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表金額の欄中「一四、一〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、九八〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七〇〇円」に、「八、〇九〇円」を「八、一〇〇円」に改める。

第二号の表金額の欄中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。